

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

＜重点施策に関する提案・要望＞

Ⅲ 地方自治の確立

■地方自主権の確立



1 地方分権改革の着実な推進



要望先：内閣府等各府省庁
県担当課：企画総務課

◆提案・要望

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- (1) 地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の移譲を進めること。
- (2) 持続可能な地方行政のあり方に関する議論に当たっては、地域における取組や都道府県及び指定都市の実情を十分に踏まえた上で、国と地方との間で、各行政分野における必要な制度の見直し等も含めた議論を行っていくこと。
- (3) 国の補充的な指示については、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、目的を達成するために必要最小限度のものとする事。

<義務付け・枠付けの見直し>

- (4) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (5) 地方の自由度を高めるために、今後は、「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。
- (6) 計画等の策定においては、「ナビゲーション・ガイド」に従い、実効性を持つように運用すること。また、必要性の低下が見られる計画の統廃合や政策立案・法案作成時の遵守状況の内閣府への報告など、地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- (7) 「地方分権に関する提案募集制度」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (8) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (9) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
- ・ 累次の地方分権一括法等により地方分権改革は一步ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等の見直しは不十分であり、道半ばである。

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- ・ 地方自治法第1条の2第2項において、国は住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担しなければならないとしている。
- ・ 令和6年度の地方自治法の一部改正により、国の地方公共団体に対する補充的な指示の規定が盛り込まれたが、運用次第では憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等・協力の関係が損なわれるおそれもある。

<義務付け・枠付けの見直し>

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集制度」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない。
- ・ また、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。
- ・ なお、令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」において、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること、その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めること、さらに既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、見直しの進捗状況を公表することなどの原則が示されている。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- ・ 令和7年の提案募集制度で、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」と整理されたものは、全国で87.8%（355件のうち312件）である。
- ・ 本県が主提案した提案のうち「実現・対応」と整理されたものは100%（4件のうち4件）であったが、関係府省において引き続き検討することとされたものや、本県の提案とは異なる形の負担軽減等により「実現・対応」とされたものも含まれており、地方が求めている内容に応えていないものも含まれている。
- ・ また、各府省との調整の対象外と整理される提案も一定数あり、特に「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多いが、制度改革の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。

2 道州制をはじめとした将来の地方公共団体のあり方の議論



要望先 : 内閣官房

県担当課 : 企画総務課、地域政策課

◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」(平成25年1月)及び「道州制の基本法案について」(平成25年7月)を十分に踏まえること。
- (2) 第34次地方制度調査会で審議されている「国・都道府県・市町村間の役割分担」及び「大都市地域における行政体制」については、インフラの老朽化や人材確保の一層の困難化などを見据え、国の組織再編や基礎自治体の広域化、中間自治体の簡素化など、国と地方のあり方や役割分担を抜本的かつ包括的に見直したものとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」、「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」、「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 第34次地方制度調査会で特別市制度について議論されているが、現行の指定都市制度に大きな課題等は見当たらず、同様の権限を有する団体を更に増加・乱立させることは、地方分権を推進する改革から逆行させることになる。したがって、まずは道府県と指定都市がそれぞれの機能を生かし、連携することが重要で、その上で大局に立った地方分権推進改革を進める必要がある。
- ・ 特別市が実現すると圏内での一極集中がますます進む一方、周辺市町村は相対的に財政や行政機能面で弱体化が進み、かえって特別市と周辺市町村間での行政サービスに関する格差問題が発生する恐れがある。
- ・ また、道府県は指定都市を含む域内の広域的な調整を担い、高度医療提供体制の確保、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など新興感染症への対応、市町村間の利害調整などの役割を果たしているが、こうした事務に支障が生じる。
- ・ 他方、人口減少・超少子高齢社会が到来し、インフラの老朽化や行政における人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される中、住民サービスを維持していくためにも、可能な限り基礎自治体と国の間にある中間自治体を簡素化し、最低限のコストで最大限の効果を生む体制を検討していく必要がある。
- ・ 道州制をはじめ、国の組織再編や基礎自治体の広域化などについては、国と地方のあり方や役割分担を抜本的かつ包括的に全体としての制度を見直し、国と地方が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。

- ・ また、道州制をはじめ、国の組織再編や基礎自治体の広域化などについては、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるので、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

3 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進



要望先：内閣官房、内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：行政・デジタル改革課

◆提案・要望

特区を規制改革の突破口とし、あらゆる分野への多彩な提案を経済成長のエンジンとしていくため、地方自治体にとって使いやすく、実効性を伴う特区制度に改良しながら強力に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特区制度は時代の要請に応じて変遷を重ねており、当初は幅広い分野で提案が採択されたが、近年はスーパーシティ、デジタル田園都市など国主導プロジェクトに直結する高度な事業に採択が限定されている。
- ・ それ以外の提案の取扱いは、各府省庁による検討結果がホームページで公表されるのみであり、「規制の撤廃は困難」という回答結果も目立つ。特区提案に対するモチベーションを低下させないためにも、制度の再設計や運用の改善が求められる。

4 地域手当の支給割合において生じている格差の是正



要望先：総務省
県担当課：市町村課

◆提案・要望

人事院勧告において示された地域手当の新たな級地区分と支給割合について、県内市町村と東京都内の市区町村との間の支給割合の格差の是正に向けて、隣接する市区町村間の住民の平均所得と見合った制度とするなど、地域の実情を踏まえた適切な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公務員の給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情」を考慮することとする、いわゆる「均衡の原則」が地方公務員法に規定されており、国家公務員の取扱いと異なる団体については、総務省から適正化に向けた助言を受けている。
- ・ 国家公務員の給与に関して、令和6年人事院勧告では、地域手当に係る級地区分について、都道府県単位での大きくくり化を図ったが、これによれば、本県内で地域手当の支給割合が引下げとなる団体数は63市町村中41団体（さいたま市を含む。）に達する。
- ・ これまで東京都内の市区町村と本県内の市町村との間では支給割合の格差が存在していたが、同勧告の級地区分と支給割合がそのまま地方公務員に適用された場合、例えば本県の南部に位置する川口市、戸田市などの支給割合が4%に引き下げられる一方で、東京都の特別区の支給割合が20%、島しょ部を含む都内の市町村の支給割合が16%と高い水準に留まることから、特に東京都と本県との境界に近い団体においてその格差が一層拡大する。
- ・ 人事院勧告や総務省の検討会（社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会）が人材確保の必要性を強調する一方で、東京都近郊の本県内市町村では今後、人材確保が一層困難となるおそれがある。
- ・ 住民の平均所得と級地区分の関係で見ると、川口市など県内の一部市では隣接する東京都の区市と比べ平均所得で同等若しくは上回っているにもかかわらず級地区分が低い状況であり、逆転現象が生じている。

◆参考

○令和6年人事院勧告に基づく地域手当支給割合（県内市町村の変動）



○令和6年人事院勧告に基づく地域手当支給割合（県内市町村と東京都との比較）



5 住民訴訟（政務活動費の不当利得返還請求）に係る裁判費用の会派等による負担



要望先：総務省

県担当課：議会事務局総務課※

◆提案・要望

政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟において敗訴した場合に、返還対象とされた会派等が、裁判費用を負担するようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づく「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」により、知事が会派に対し交付している。
- ・ 同条例において、政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として条例別表に定める経費に充てることができると定められている。
- ・ 知事は、議長から会派結成通知を受けて、交付決定し、会派の代表者から政務活動費の請求を受け、交付するものとされている。
- ・ 会派の代表者は政務活動費に係る収支報告書等を議長に提出すること、残余がある場合、返還しなければならないとされている。
- ・ 一方で、普通地方公共団体の住民が、政務活動費の交付を受けた会派が本来の用途や目的に反する支出をしたと考える場合、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟を提起することができる。
- ・ 住民訴訟は執行機関又は職員を被告として提起することとされており、訴訟を提起された場合、県予算で裁判費用を拠出しているが、訴訟においては、対象となった会派が政務活動費の支出について本来の用途や目的に適うものであることを立証する必要がある。
- ・ 会派が立証責任を果たせず司法の判断により敗訴となった場合、県が裁判費用を負担することとなるが、政務活動費は議会の活性化を図る趣旨から制度化され、議会の自主性、自律性を尊重することが求められていることから、その責任を明確にするためにも返還対象となった会派等が裁判費用を負担する特例の創設を求めたい。

※県議会の予算執行事務については、議会事務局の職員を知事部局の職員に併任し、知事の補助機関の資格を併せ持つものに補助執行させている。

本要望は知事の補助機関として国に要望を行うものである。

6 予定価格の上限拘束性の見直しについて



要望先 : 総務省

県担当課 : 入札課、入札審査課、出納総務課

◆提案・要望

WTO対象の入札案件については、日本の予定価格制度も踏まえつつ、諸外国における契約の相手先決定方法も取り入れ関係法令を改正するなど、予定価格の上限拘束性を見直し、一定程度の幅を持つ予定価格制度とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の建設工事においては、予定価格超過により入札が成立しない不落が発生しており、令和3年度33件（全発注件数に占める割合1.2%）、令和4年度42件（同1.6%）、令和5年度39件（同1.5%）、令和6年度57件（同2.5%）、令和7年度（速報値）102件（同3.7%）と増加傾向となっている。
- ・ 予定価格については、地方自治法第234条第3項において、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」とされており、予定価格の算出が義務付けられ、予定価格を1円でも超過すると、その応札者の札は無効となる制度である。
- ・ このため市場価格が急激に上昇している局面では、わずかな超過で落札者が決定されない状況が発生していると推察され、この場合には入札をやり直すこととなり、公共工事の投資効果が発現されないことから、国民に不利益が生じてしまう。
- ・ このような予定価格制度は我が国特有の制度となっており、諸外国においては、市場価格に柔軟に対応できる仕組みとなっている。
- ・ 以上のことから、特にWTO対象の入札案件については、予定価格制度を国際的な基準や市場の実態に合うよう柔軟に改善する必要がある。そのため、関連法令の改正などを通じて予定価格の上限拘束性を見直し、一定の幅を持たせた弾力的な制度とすることが求められる。
- ・ なお、令和7年度に（一社）全国建設業協会と（一社）埼玉県建設業協会ほか各都道府県建設業協会の連名で国土交通省に対して、『入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し労務費の行き渡りと適正な利潤を確保するため、予定価格の上限拘束の撤廃又は予定価格の決定方法の見直し』について要望を行っている。

7 都道府県知事が試験実施者となっている国家試験の見直し【新規】



要望先：厚生労働省
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

都道府県知事が試験実施者となっている国家試験について、既に試験事務を全国統一の団体が行っている資格を含め、試験実施者を国とするなどの見直しを行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国家試験のうち、調理師試験、製菓衛生師試験、クリーニング師試験、登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験及び准看護師試験については、それぞれの法令に基づき、都道府県知事が試験を実施することとされている。
- ・ 試験を実施するには試験問題を作成する必要がある、これには根拠とする文献等の精査、作問のための会議の開催、複数回にわたって行われる試験問題の校正などが含まれる。試験問題の作成は試験の受験者数にかかわらず行う必要がある、自治体において多大な負担となっているとともにコストの観点からも非効率である。
- ・ 特にこれらの試験問題の内容は専門性が高いものも多く、数年のサイクルで異動を繰り返す自治体職員による作成には専門知識の理解及び作問のノウハウの点から限界がある。また、外部の有識者を試験委員に委嘱して作成している場合でも、問題案を試験問題として使用するまでに職員が複数回校正を行っており多大な負担が生じている。
- ・ このような中で、実際に、自治体職員が作成した試験問題に誤り等が生じたことによる追加合格措置を行う等の状況も生じている。
- ・ また、複数自治体が共同で作成する場合にも、会議の開催や校正の調整など各自治体には多大な負担が生じ、根本的な解決となっていない。
- ・ なお、上記試験のうち、調理師試験、准看護師試験、製菓衛生師試験及びクリーニング師試験には、法令で一般財団法人又は一般社団法人を厚生労働大臣が指定する「指定試験機関」制度の規定があり、調理師試験及び准看護師試験については既に指定試験機関が指定され、実質的に全国統一の運用が行われており、都道府県による試験実施の必要性はないと考えられる。
- ・ 一方で、製菓衛生師試験及びクリーニング師試験では、当該制度の指定実績がなく、実質的に制度が運用されていない状況である。また、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験については、当該制度の規定がない。
- ・ 実質的に全国統一の運用が行われているこれらの試験について、各都道府県による試験実施の必要性は乏しく、仮に各都道府県で試験を実施する場合でも「指定試験機関」制度の運用の推進等を行う必要がある。

■自治財政権の確立



1 地方税財源の充実・確保【一部新規】



要望先 : 総務省、財務省、経済産業省、国土交通省
県担当課 : 市町村課、税務課

◆提案・要望

<国と地方の配分>

- (1) 国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。
- 特に、地方法人課税における税源の偏在について、特別法人事業税・譲与税制度が創設された令和元年度以降の自治体間における財政力格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、令和8年度与党税制改正大綱で明記された特別法人事業税・譲与税制度の拡充などにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講じること。

なお、法人の事業活動の実態以上に本社所在地に地方法人課税の税収が集中する状況が生じていることから、地域における事業活動の実態に応じて当該地域の税収となる税体系を構築し、それぞれの地域の財源として活用できるようにすること。

<消費税>

- (2) 地方にとって貴重な財源であることから、その見直しを行う場合は、必要な地方の財政需要に対応した税源を恒久的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

<自動車関係諸税>

- (3) 令和8年3月31日をもって自動車税の環境性能割が廃止され、また、令和8年度与党税制改正大綱において、令和10年度以後における自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得ることとされたが、地方にとって貴重な財源であることから、軽油引取税の当分の間税率廃止分も含め、地方財政需要に対応した税源を恒久的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

<固定資産税>

- (4) 固定資産税は、市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であることから、国の経済対策に用いないこと。
- (5) 生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置といった経済対策としての軽減措置は、その期限の到来をもって確実に終了させること。

(6) いわゆる「駅ナカ」の商業施設と駅周辺の商業施設とが公正に競争できる環境を一層整備するため、複合利用鉄軌道用地の固定資産の評価に当たり、駅の通路等の利用形態が商業施設と同視できる場合には、当該通路等についても「運送の用に供する部分」ではなく、「運送以外の用に供する部分」に含めるよう、固定資産評価基準上、明確化すること。

◆本県の現状・課題等

<国と地方の配分>

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は43.5対56.5であるのに対し、国と地方の税収の割合は62.3対37.7となっている（令和6年度決算額）。
- ・ 人口一人当たりの税収額の都道府県格差が最も大きい地方法人二税においては、令和元年10月に創設された特別法人事業税・譲与税制度により、5.8倍の格差が3.3倍まで是正されている（令和6年度決算額）。
- ・ しかし、地方税全体でも最大2.3倍（令和6年度決算額）の格差がある以上、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が必要である。
- ・ 特に、地方法人課税については、Eコマースやキャッシュレス決済の進展など経済社会構造の変化に伴い、東京都以外での経済活動によって生じる税収が本社所在の東京都に流れ込む状況がさらに進んでいる。

令和元年度に法人事業税の約3割を分離し、不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税・譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところであるが、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令和4年度は1兆3,719億円、令和5年度は1兆5,920億円、令和6年度は1兆7,873億円、令和7年度は1兆9,227億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約1.2兆円を大きく上回っており、東京都以外の道府県においては財源超過額が生じていない中、東京都との財政格差がさらに拡大している状況にある。

また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都との間には約3倍の格差があり、依然として税源が偏在している状況にある。

- ・ 令和8年度与党税制改正大綱においては、「今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」とされたところである。

○人口一人当たりの税収額の比較（令和6年度決算額）最大/最小

	地方税全体	法人二税	法人二税 (偏在是正後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.3倍	5.8倍	3.3倍	2.7倍	2.3倍

<消費税>

- ・ 令和8年2月20日の高市早苗首相の施政方針演説において、「社会保障と税の一体改革について、超党派で構成される国民会議で検討を進め、結論を得る」、「飲食料品を2年間に限り消費税ゼロ税率とすることにつき、実現に向けた諸課題に関する検討を加速する」、「夏前には中間取りまとめを行い、税制改正関連法案の早期提出を目指す」旨の方針が示された。

- ・ 仮に消費税減税が行われ、代替財源が確保されない場合、年金や医療、介護、少子化対策など社会保障関係の住民サービスに重大な影響が生じる。

<自動車関係諸税>

- ・ 自動車税は本県の県税収入の約9.0%（令和8年度当初予算額）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、自動車税環境性能割や軽油引取税の当分の間税率廃止分についての恒久的な代替財源の確保など、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮が必要である。

<固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占める重要な基幹税目となっており、固定資産税収に占める割合は、おおよそ土地42%、家屋44%、償却資産14%となっている。（令和6年度決算）。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。
- ・ 令和5年度に創設された生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置は令和7年3月31日を期限としていたが、令和7年度税制改正において、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限が2年延長となった。
- ・ 駅敷地の固定資産評価に当たり、駅内部の店舗等の利用の実態に即して適正な評価が行われる必要がある。

2 地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債制度の廃止



要望先：内閣府、総務省、財務省
県担当課：財政課、市町村課

◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費の地方負担増を適切に反映するとともに、物価高等による自治体サービス等に係る経費の増加も踏まえ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応ではなく、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、令和9年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。また、仮に廃止されない場合には、臨時財政対策債発行可能額の算定において財政力の高い都市部の自治体へ過度な傾斜配分とならないよう留意すること。
- (5) 物価高の影響の長期化により対策を講じる場合は、物価高が全国的な課題であることから国において統一的に対策を講じること。また、地方において国の対策を補完するなど一定の対策を求める場合は、地方創生臨時交付金などにより地方が必要とする財源の全額を確保するとともに、その充実に当たっては、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるようにするなど、地方の裁量を拡大すること。併せて、交付限度額の算定に当たっては、財政力にとらわれず、各地方公共団体に必要な額が配分されるよう考慮すること。
- (6) 近年の社会情勢等により新たに国策として実施される事業に係る経費について、既存事業であってもその性質や影響等を検討し、その影響が大きい場合や、国の制度改正等により、新たな減収や地方負担などが生じる場合には、地方の財政運営に影響を与えないよう、代替財源の確保などを的確に行うこと。

◆本県の現状・課題等

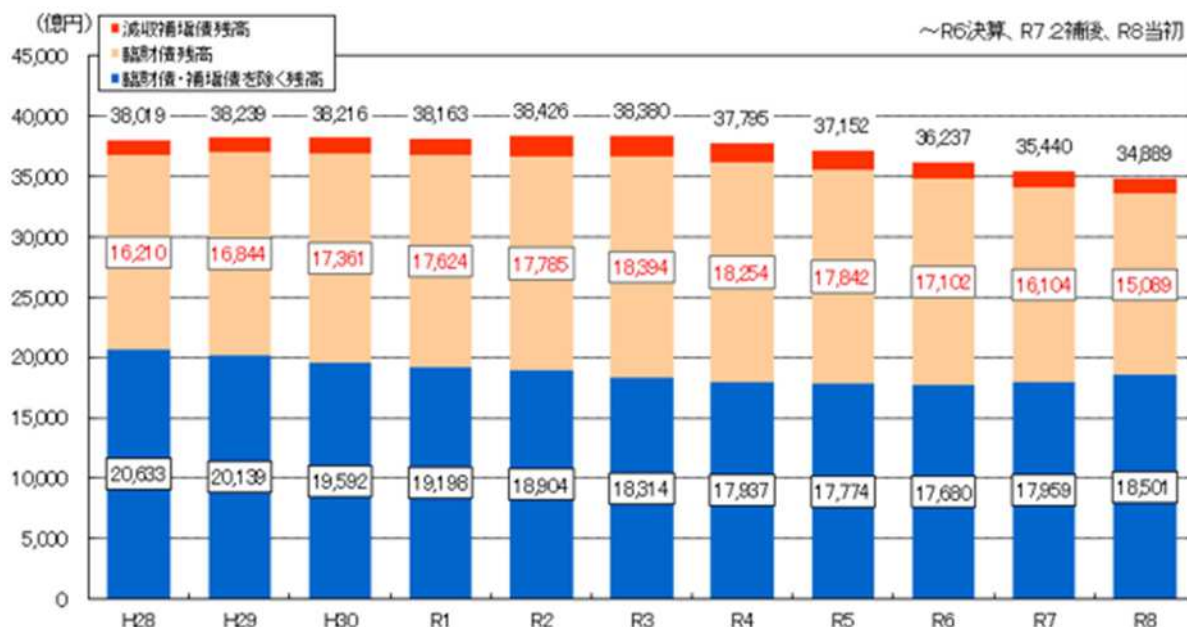
- ・ 令和8年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を3.7兆円上回る67.5兆円が確保された。また、地方交付税総額については、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円が確保された。
- ・ さらに、地方税及び地方譲与税の増収等を背景に、令和7年度に引き続き5年連続で折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債は前年度に引き続き新規発行額がゼロとなった。
- ・ 地方財政計画の規模、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額はいずれも過去最大を更新し、地方交付税は平成15年度以降では最大となる20.2兆円が確保された。加えて、臨時財

政対策債の新規発行額がゼロとなったことは、地方財政の健全化に向けたものとして評価できる。

- ・ 今後、社会保障関係費の増加や物価高の影響など、地方の財政需要は更に拡大していくことが見込まれる。
- ・ こうした中、本県を始め、地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルール の堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、必要な一般財源総額が確保・充実されることが重要である。
- ・ 臨時財政対策債について、地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、令和9年度以降延長することなく、その制度を廃止すべきである。仮に廃止されない場合には、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないよう留意する必要がある。
- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、物価高が全国的な課題であることから、国において統一的に対策を講じるべきであるが、地方において国の対策を補完するなど一定の対策を求める場合は、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるようにするなど、地方の裁量の拡大を検討すべきである。
- ・ また、交付限額の算定においては、財政力にとらわれず、各地方公共団体に必要な額が配分されるよう考慮すべきである。
- ・ 当分の間税率（軽油引取税等）、環境性能割（自動車税等）廃止に伴う令和8年度の減収については、安定財源が確保されるまで、地方特例交付金により全額が補填される予定である。今後も新たな減収や地方負担などが生じる場合には、地方の財政運営に影響を与えないよう、代替財源の確保などを的確に行うべきである。

◆参考

○一般会計県債残高の推移



単位:億円

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
県債残高	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,380	37,795	37,152	36,237	35,440	34,889
対前年度増減	108	220	▲23	▲53	262	▲45	▲585	▲643	▲915	▲797	▲551
臨財債残高	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,254	17,842	17,102	16,104	15,089
臨財債を除く残高	21,809	21,395	20,855	20,539	20,641	19,986	19,541	19,310	19,135	19,336	19,800
対前年度増減	▲531	▲414	▲541	▲316	102	▲654	▲445	▲231	▲175	201	464
減収補填債残高	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604	1,536	1,455	1,377	1,298
臨財債・補収債を除く残高	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,314	17,937	17,774	17,680	17,959	18,501
対前年度増減	▲554	▲494	▲547	▲394	▲294	▲590	▲377	▲163	▲94	279	542
県債依存率(当初予算)	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%	9.0%	9.1%	8.5%	7.6%	7.7%
県民1人あたり 県債残高(千円)	518	519	518	516	520	520	512	504	491	481	473

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

3 地方交付税措置のある地方債の期間延長等



要望先：総務省
県担当課：財政課、市町村課

◆提案・要望

令和8年度に制度終了が予定されている公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化などに継続的に取り組む必要があることから、制度の期間延長の措置を講じるとともに、公用施設も対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和8年度に制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債である「公共施設等適正管理推進事業債」を本県では積極的に活用している。特に、長寿命化事業については、令和6年度決算額の活用額が全国1位となっている。
- ・ また、県内市町村等団体においても、積極的に活用を行っている。
- ・ 今後、高度経済成長期以降に整備された公共施設等が更新時期を迎えることから、公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化・複合化や長寿命化については、中長期に渡り継続して取り組んでいく必要がある。
- ・ 地方交付税措置のある地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくため、有効な当時の財源となっている。
- ・ このことから、同事業債が予定どおり終了してしまうと、財政上の負担が懸念材料となり、持続的な取組が困難となるといった課題が生じる。
- ・ そのため、同事業債の期間延長の措置を講じるとともに、長寿命化事業など中長期的に取り組む事業については、あわせて制度の恒久化について検討することが必要である。
- ・ 他方、公用施設の長寿命化については公共施設等適正管理推進事業債の対象外となっている。
- ・ さらに、本県の「北部地域振興交流拠点基本構想」の整備に当たっては、県庁の一部をはじめとして、多数の公共施設、公用施設を集約化・複合化する必要があるが、集約化・複合化事業においても公用施設については対象外となっている。
- ・ 今後の人口減少等を踏まえると、更なる既存の公用施設の長寿命化や公共施設と公用施設の集約化・複合化の取組が想定されることから、同事業債における対象施設に公用施設を追加すべきである。

◆参考

○公共施設等適正管理推進事業債の活用状況 (単位：百万円)

	令和6年度 決算額	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額
埼玉県	19,060	30,631	38,481
うち長寿命化事業	17,612	24,953	31,957

○「北部地域振興交流拠点構想」

(概要)

「地域の活力向上」と「未来の県庁の先行モデル」という2つの機能を最大限発揮することを目指し、機能ごとに施設を整備する取組であり、新たに整備する施設及び整備に伴い集約・移転する施設を以下のとおり予定している。

新たな施設	産業振興施設、新埼玉県立図書館（窓口機能）、埼玉県立病院サテライト
集約・移転施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 熊谷地方庁舎 北部地域振興センター、熊谷県税事務所、消費生活支援センター熊谷、北部環境管理事務所、熊谷点字図書館、熊谷保健所、北部教育事務所 ■ 単独庁舎 大里農林振興センター（熊谷・深谷）、熊谷県土整備事務所、熊谷建築安全センター、営繕・公園事務所 ■ 埼玉県立高等看護学院 ■ 本庁機能の一部、サテライトオフィス

(施設イメージ)



4 直轄事業負担金制度の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
県担当課：財政課、農村整備課、県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するよう制度の運用を改善すること。
- (2) 国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法制化に向けた道筋を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

<直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	増 減
直轄事業負担金	103 億円	104 億円	▲1 億円